令和６年11月５日

市政記者クラブ　様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質)　川瀨(972-2676)
課長補佐（有害化学物質対策）　水貝(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

１　報　告　者　　ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス株式会社

２　報　告　日　　令和６年10月31日

この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイトの地理院地図を一部編集して使用している。

３　報告の概要

(1) 対 象 地 名　　（仮称）レーベン名古屋御器所新築工事

(2) 所　在　地　　名古屋市昭和区塩付通３丁目１番４、１番18、１番19、広路通１丁目１番、３番１、３番３

(3) 対象地の概要　　更地（令和６年４月頃から現在まで）
5,573.15 ㎡（第１種住居地域、第２種住居地域、近隣商業地域）

(4) 汚 染 状 況

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過地点数／調査地点数※2
土壌溶出量調査	砒(ひ)素及びその化合物	0.013 mg/L	1.3倍	0.01 mg/L以下	1／5
	ほう素及びその化合物	1.3～1.5 mg/L	1.3～1.5倍	1 mg/L以下	2／5
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	500～1400 mg/kg	3.3～9.3倍	150 mg/kg以下	2／10

※１　土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量、土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。
※２　調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した地点数を示します。

（5）対象地の状況

対象地は、飛散防止措置等がとられています。

4　本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

＜参　考＞

基準を超過した物質の毒性について

【鉛及びその化合物】

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10ｇといわれている。

＊10ｇは、今回の土壌含有量の汚染物質濃度（1400㎎/kg）では、土 7.1 kg に含まれる量になります。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4～0.5㎎/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）は、鉛の無機化合物をグループ２Ａ（人に対しておそらく発がん性がある）に分類している。また、鉛そのものをグループ２Ｂ（人に対して発がん性があるかもしれない）、鉛の有機化合物をグループ３（人に対する発がん性については分類できない）に分類している。

【砒（ひ）素及びその化合物】

急性毒性：70～200㎎の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

＊70㎎は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.013㎎/L）では、水 5.4kL に含まれる量になります。

慢性毒性：3～6㎎/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）は、砒素及び砒素化合物をグループ１（人に対して発がん性がある）に分類している。

【ほう素及びその化合物】

急性毒性：悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こす。ホウ酸の中毒量は成人で 1～3ｇ、経口致死量は成人で 15～20ｇ、幼児で 5～6ｇ、乳児で 2～3ｇといわれている。

＊1ｇは、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（1.5㎎/L）では、水 670Ｌに含まれる量になります。

慢性毒性：ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起こる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告がある。ラットを用いた催奇形性試験では胎児の体重増加抑制がみられた。

出典「改訂４版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」

（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）